



【号外】2023年5月12日

大阪府関係職員労働組合
(府職労)

電話 06-6941-3079

メール info@fusyokuro.gr.jp

府職労の要求に応え「特殊勤務手当(防疫等作業手当)の特例」を提案

- 対象業務の詳細は、国の状況を踏まえ、今後検討すると説明
- 国準拠ではなく保健所等の実態を踏まえて支給できる制度にせよ！

5月12日、府当局は、府職労に対し「特殊勤務手当(防疫等作業手当)の特例について」提案しました(提案内容は裏面に掲載)。

コロナウイルス感染症(以下、コロナ)が感染症法の5類となったことを踏まえ、これまで支給されてきたコロナ特勤(防疫等作業手当の特例措置)が廃止されました。廃止の提案があったときにも、府職労は「国家公務員に準じて廃止するのではなく、保健所等の実態を踏まえた手当支給をすべき」と追及し、手当の継続や拡充を求めていました。

それに応えて、国の取扱いを踏まえ、大阪府においても特定新型インフルエンザ等に対応する業務を行ったときに手当が支給できるように新たな規定を追加するとしています。

対象業務は「特定新型インフルエンザ等(新型インフルエンザ等対策特別措置法に規定する新型インフルエンザ等で、政府対策本部が設置されたもの)から府民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る業務」とし、支給額は「1500円を超えない範囲内」としています。

具体的な対象業務や支給額については、現段階では未定とし、国等の状況を踏まえて検討すると説明しました。

労働組合に入って声をあげることで状況は必ず変えられます



これまでの府職員削減の影響もあり、コロナ禍の中、保健所をはじめ、多くの職場で過重労働が深刻な事態となりました。そんな中で府職労は現場から声をあげ、その声を広く発信し、府民の共感も得ながら、大阪府や厚生労働省、総務省などとの交渉・要請も行ってきました。

その結果、「職員数管理(職員を増やさないというルール)」のもとでも、3年連続で職員増を実現し、各保健所に保健師3人ずつ、行政職員1人ずつが増員されました。

コロナ禍での職免制度、特勤手当なども、府職労が声を上げて何度も交渉・要請したことで実現したものです。

働きやすい職場をつくるにはみんなの力が必要です。まだ未加入の人は、ぜひ府職労に加入してください。(加入は右の二次元コードより)



民に対応している実態を踏まえた対象業務や支給額にすべきである」と指摘しました。

5月24日の協議期限に向けて、職場の意見を

集約して、折衝・交渉を行います。ぜひ、みなさんの声を寄せください。働きやすい職場をつくるため、力を合わせましょう。

令和5年5月12日

特殊勤務手当（防疫等作業手当）の特例について(提案)

1 提案理由

特殊勤務手当（防疫等作業手当）について、国家公務員の取扱いに準じ、新たな規定を追加する。

2 提案内容

新型コロナウイルス感染症の変異株が新型インフルエンザ等に該当することとなった場合に国家公務員に準じた防疫等作業手当を適用できるよう、以下の規定を追加する。

	対 象 業 務	手当額 (日額)
防疫等 作業手当	特定新型インフルエンザ等（新型インフルエンザ等対策特別措置法に規定する新型インフルエンザ等で、政府対策本部が設置されたもの）から府民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る業務	1,500円を 超えない 範囲内 (※)

※緊急に行われた措置に係る業務であって、心身に著しい負担を与えると認められるものに従事した場合にあつては、4,000円を超えない範囲内。

具体的な手当額等については国家公務員の取扱いに準じる。

3 実施時期

条例公布の日（令和5年6月議会に条例改正案を提出予定）

4 適用日

令和5年5月8日（予定）

5 協議期限

令和5年5月24日